

○岸和田市議会委員会傍聴規則

平成12年4月1日議会規則第1号

岸和田市議会委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市議会委員会条例（昭和45年条例第40号。以下「委員会条例」という。）に規定する委員会（以下「委員会」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、議員傍聴席、一般傍聴席及び報道関係者席とに区分するものとする。

(傍聴の手續)

第3条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、委員長に対し、委員会条例第19条第1項の規定による傍聴の許可（以下「傍聴許可」という。）を申請し、当該許可を受けなければならない。ただし、議員又は報道関係者で、あらかじめ傍聴許可を受けているものについては、この限りでない。

2 委員長は、前項本文に規定する傍聴許可の申請者の数が、第7条に規定する定員に達するまでは原則として傍聴を許可するものとする。ただし、委員長が認めた場合は、若干の増員をすることができる。

3 委員長は、前項の規定により傍聴の許可を受けた者（以下「一般傍聴人」という。）に対し、委員会傍聴券（以下「傍聴券」という。）を交付する。

(傍聴人受付簿への記入)

第4条 一般傍聴人は、傍聴人受付簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

(傍聴券の通用期日等)

第5条 一般傍聴人は、傍聴券に記載された日及び委員会に限り、当該委員会を傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第6条 一般傍聴人は、係員から傍聴券の提示を求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(一般傍聴人の定員)

第7条 一般傍聴人の定員は、一の委員会につき10人とする。

2 委員長は、当該委員会室で傍聴できない者がいるときは、臨時に隣室に音声による傍聴席を設けることができる。

(傍聴席の指定)

第8条 一般傍聴人は、指定された傍聴席において、傍聴するものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等により委員会の会議を妨害しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 不体裁な服装又は行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会の会議室の秩序を乱し、又は委員会の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴人席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、委員会を秘密会とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。